取 市 発 第 5 2 9 号 平成 3 0 年 2 月 2 8 日

取手市議会議長 入 江 洋 一 殿

取手市長 藤井信吾

議案の一部訂正について

取市発第515号(平成30年2月22日付け)をもって送付した「議案第18号取手市都市公園条例の一部を改正する条例について」の一部に誤記箇所がありましたので、下記のとおり訂正をしていただくようお願い申し上げます。

記

次の表の訂正前の欄に掲げる内容を同表の訂正後の欄に掲げる内容に訂正願います。

訂正後	訂正前
2ページ	2ページ
(使用料の徴収)	(使用料の徴収)
第 11 条 使用料は、 <u>前条第 1 項に規定する</u> <u>許可</u> の際徴収する。 <u>ただし、当該許可の期</u> 間が翌年度以降にわたる場合においては、 翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度 分を 4 月末日までに徴収することができる。	第11条 使用料は、 <u>前条第1項に規定する</u> <u>許可</u> の際徴収する。 <u>ただし、当該許可の期</u> 間が翌年度以降にわたる場合においては、 翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度 分を4月末日までに徴収する。
2 (略)	2 (略)

議案第18号

取手市都市公園条例の一部を改正する条例について

取手市都市公園条例(昭和62年条例第36号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

都市公園法施行令が改正されたことに伴い、市民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準及び運動施設の敷地面積に関する基準を政令を参酌して市の条例で定めるとともに、許可期間が複数年度にわたる使用料の徴収方法の明確化その他所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市都市公園条例の一部を改正する条例

取手市都市公園条例(昭和62年条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す ように改正する。

改正後

標準)

(市民1人当たりの都市公園の敷地面積の

(市民1人当たりの都市公園の敷地面積の 標準)

改正前

第1条の4 市の区域内に設置する都市公園 の市民1人当たりの敷地面積の標準は、1 0平方メートル(市の区域内に都市緑地法 (昭和48年法律第72号)第55条第1項若 しくは第2項の規定による市民緑地契約 又は同法第63条に規定する認定計画に係

る市民緑地(以下この条において「市民緑 地」という。)が存するときは、10平方メ ートルから当該市民緑地の住民1人当た

りの敷地面積を控除して得た面積)以上と し,市街地に設置する都市公園の当該市街

地の市民1人当たりの敷地面積の標準は、 5平方メートル(当該市街地に市民緑地が 存するときは、5平方メートルから当該市

民緑地の当該市街地の住民1人当たりの 敷地面積を控除して得た面積)以上とす る。

(運動施設の敷地面積に関する基準)

第1条の7 今第8条第1項の条例で定める 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面 積の総計の当該都市公園の敷地面積に対 する割合は、100分の50とする。

(使用料の徴収)

第11条 使用料は、前条第1項に規定する 許可の際徴収する。 ただし、 当該許可の期 間が翌年度以降にわたる場合においては, 翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度 分を4月末日までに徴収する。

2 (略) 第1条の4 市の区域内に設置する都市公園 の市民1人当たりの敷地面積の標準は10 平方メートル以上とし,市街地に設置する 都市公園の当該市街地の市民1人当たり の敷地面積の標準は5平方メートル以上 とする。

(使用料の徴収)

第11条 使用料は、都市公園の占用、第2 条第1項各号に掲げる行為又は有料公園 施設の使用の許可の際徴収する。

(略)

代わってその権限を行う者は,前3条の適 用については、市長とみなす。

別表第2(第10条関係)

1 都市公園を占用する場合

占用物件	単位	金額 (円)
電柱類の部から標識類 の部まで	(略)	(略)
法 <u>第7条第1項第3号</u> に 掲げるもの	(略)	(略)
法 <u>第7条第1項第</u> <u>4号</u> に掲げるもの (略)	(略)	(略)
法 <u>第7条第1項第6号</u> に 掲げるもの	(略)	(略)
令 <u>第12条第2項第7号</u> 又は第8号に掲げるもの	(略)	(略)

2から4まで (略)

第32条 法<u>第5条の11</u>の規定により市長に 第32条 法<u>第5条の3</u>の規定により市長に 代わってその権限を行う者は,前3条の適 用については、市長とみなす。

別表第2(第10条関係)

1 都市公園を占用する場合

占用物件		単位	金額 (円)
電柱類の部から標識類 の部まで		(略)	(略)
法 <u>第7条第3号</u> に掲げる もの		(略)	(略)
法 <u>第7条第4号</u> に 掲げるもの	(略)	(略)	(略)
法 <u>第7条第6号</u> に掲げる もの		(略)	(略)
令 <u>第12条第7号又は第8</u> <u>号</u> に掲げるもの		(略)	(略)

2から4まで (略)

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。